

2020年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社コマース One ホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 岡 本 高 彰
(コード番号：4496 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 田 中 耕 一
TEL. 03-5745-3888

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年5月22日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 150,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2020年6月9日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、2020年6月18日に決定する) |
| (4) 払込期日 | 2020年6月25日(木曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取受けさせる。 |
| (7) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (8) 申込期間 | 2020年6月19日(金曜日)から
2020年6月24日(水曜日)まで |
| (9) 申込株数単位 | 100株 |
| (10) 株式受渡期日 | 2020年6月26日(金曜日) |
| (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

2. 株式売出しの件

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | <p>① 引受人の買取引受による売出し分
当社普通株式 384,000株</p> <p>② オーバーアロットメントによる売出し分
当社普通株式 上限80,100株</p> |
| (2) 売出人及び売出株式数 | <p>① 引受人の買取引受による売出し分
京都府京都市下京区中堂寺粟田町91番地
京都リサーチパーク9号館7階
株式会社フューチャースピリッツ
166,500株</p> <p>Hong Kong S. A. R.
越智 哲生
84,000株</p> <p>東京都千代田区4番町6番地東急番町ビル
株式会社オプトホールディング
60,000株</p> <p>東京都渋谷区
岡本 高彰
40,800株</p> <p>大阪府大阪市
伏見 裕子
32,700株</p> <p>② オーバーアロットメントによる売出し分
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社
上限80,100株</p> |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(2020年6月18日に決定される予定)
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | <p>① 引受人の買取引受による売出し分
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、いちよし証券株式会社、松井証券株式会社、SBI証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。</p> <p>② オーバーアロットメントによる売出し分
上記1.における公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行わない場合がある。</p> |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (8) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

- (9) 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 150,000 株

売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 384,000 株

② オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限 80,100 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2020年6月11日(木曜日)から
2020年6月17日(水曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日 2020年6月18日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2020年6月19日(金曜日)から
2020年6月24日(水曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2020年6月25日(木曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2020年6月26日(金曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2020年7月22日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場日(2020年6月26日)から2020年7月22日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 3,611,700 株

増 資 に よ る 増 加 株 式 数 150,000 株

増 資 後 の 発 行 済 株 式 総 数 3,761,700 株

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 183,500 千円については、グループ人材開発として 50,000 千円(2021 年 3 月期 20,000 千円、2022 年 3 月期 20,000 千円、2023 年 3 月期 10,000 千円)、残額については(株)フューチャーショップの新機能拡充及び(株)ソフテルの「通販する蔵」カスタマイズの効率化などの機能拡充のためのソフトウェア開発資金(2021 年 3 月期 42,500 千円、残り全額を 2022 年 3 月期)にそれぞれ充当する予定であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,270 円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社グループは、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討したいと考えておりますが、当面は内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業の効率化、生産性の向上等、競争力強化のための投資の原資とし、今後の事業の展開に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討したいと考えておりますが、具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	12,792.00 円	64.43 円	81.49 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
実績配当性向	-	-	-
自己資本当期純利益率	24.45%	30.4%	27.1%
純資産配当率	-	-	-

(注)

- 2020 年 1 月 10 日付で株式 1 株につき 300 株の分割を行っておりますが、2018 年 3 月期の期初に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
- 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
- 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。
- 1 株当たり配当額(1 株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
- 当社は 2020 年 1 月 10 日付で株式 1 株につき 300 株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)の作成上の留意点について」(平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、2017 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2017 年 3 月期(1 株当たり配当額については全ての数値)については EY 新日本有限

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

責任監査法人の監査を受けておりません。

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
1株当たり当期純利益	42.64円	64.43円	81.49円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に
従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームペ
ージにおける表示等をご確認ください。

6. 指定販売先への売付け（親引け）

今回の公募による募集株式発行及び株式売出しに当たり、日本証券業協会の定める「株券等の募
集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員の福利厚生等を目的として
当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち15,000株を上限として売付け
ることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」
第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先
の状況等につき公表し、主幹事会社である大和証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を
対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束す
るものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項
分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。
「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することが
できます。